

「まちづくり基本条例」制定における
市民参加のあり方に関する提言

平成23年12月

旭川市市民参加推進会議

1 条例制定の進め方について

まちづくり基本条例は、地方自治体の最高規範であり、それは旭川市民の総意によりつくられることが理想です。

条例を制定していくための前提として、必要とされる考え方・取組について、次のとおり提言します。

- 旭川の現状の認識や将来的なまちづくりのあり方、市民のあり方を示し、今後制定を予定しているまちづくり基本条例の目的や目指す方向性を、まず第一に市民に対して明らかにすることが必要と考えます。
- 将来を見据えた条例とするためにも、これまでに旭川市が積み重ねてきた歴史や市民憲章、都市宣言、あるいは様々な条例などを再認識したり、条例制定に当たって必要とされる知識を習得するなど、市民が十分な学習機会を得られるような取組が必要です。
- 既に制定されている議会基本条例との関係を整理し、互いの役割を明確にするとともに、早期の段階から議会との意見交換の場を設け、市民・議会・行政三者が衆知を集めての参加と協働を通じて条例をつくり上げていくことが望まれます。
- 条例の議論を進めていく中では、多くの市民の参加が達成されることが重要であると同時に、様々な部局、職階、年齢の職員が議論できる形での職員参加の充実も重要です。

2 市民参加の進め方について

市民の総意により条例を制定するためには、十分な市民参加によって条例がつけられることが重要です。

必要とされる市民参加の進め方について、次のとおり提言します。

■ まちづくり基本条例が将来にわたって実のある条例となるためには、市民自らが考えたり、意見したり、議論することで、市民にとって“自分達がつくった条例”という誇りと愛着を持ち得る条例としなければなりません。

そのためには、市民がそれぞれの立場で、条例制定に関わっていることを実感できるような取組が必要であり、市はより多くの市民が参加できるような方策を積極的に推進していくことが必要です。

■ 実際に市民参加を進めるに当たっては、参加者の人選や参加形態の設定など、その時々に応じたふさわしい参加内容を十分検討することが必要であると同時に、これまで以上に多くの方々の参加をいただくためにも、前例にとられることなく、新たな情報提供の方法や市民の参加方法を実践することも必要です。

■ 条例の審議に当たっては、十分な議論のもとに市民の合意が図られるよう、条例制定のスケジュールに固執することなく、必要な審議機会・時間・回数を確保することが大切です。

■ 条例の構想や検討、意思決定などのあらゆる段階において、時機に応じた積極的な情報の提供が求められます。

<具体的な市民参加の取組について>

実際に市民参加を進めるに当たっては、次のような考え方や留意点が挙げられます。

- 条例を構成していく段階で、その内容を検討していくに当たっては、市民を中心とした策定委員会などの機関を設置して議論を重ねていくことが効果的と考えます。

策定委員会には、多くの公募委員の参加を求めるとともに、審議の内容に応じた最適な委員選考を行うことが重要であり、また、集中した審議を行うために小委員会を設けるなど、できるだけ有機的、実効的に議論できるよう配慮することが重要です。

また、市役所内部での活発な議論のため、庁内検討プロジェクトチーム等を設置して議論することも必要と考えます。

- この条例は、市民の憲法であるという性格を持つ以上、何をおいても市民の意見を土台にして組み立てられなければなりません。

そのためには、条例策定の過程からできるだけ多方面の市民の意見を汲み上げる努力をすべきであり、行政のみならず策定委員会等が中心となって住民説明会、地域懇談会、フォーラムやワークショップを開催するなど、市民の意見を聴き、市民と対話する機会を多く持つことが望まれます。

ワークショップ等の開催に当たっては、参加者への事前学習を十分に行うことが、開催の効果を高めます。

- 市民参加推進条例の規定により、まちづくり基本条例の制定は意見提出手続（パブリックコメント）の実施対象となりますが、条例の制定を進める際には、意見提出手続に偏重することなく、市民との直接的な対話を重視した効果的でバランスの良い市民参加の運用が求められます。

実際に意見提出手続を行う際は、対象とする議題や意見を求めたい内容を絞り、わかりやすく市民に説明したり、必要な情報を積極的に公表することで、市民にとって意見の出しやすい配慮をすると同時に、意見提出手続の実施時期や回数、他の参加手法との関わりや相乗効果を考え合わせ、最も効果の高まる形で実施されることが必要と考えます。

3 条例の中での市民参加について

まちづくり基本条例の構成にあっては、市民参加が大きな要素のひとつとなりますので、条例制定にあたり、次の点について検討されるよう望みます。

- 住民投票は、市民参加のまちづくりを考える上での重要なテーマですので、条例への編入の有無に関わらず、旭川の未来を見据えた住民投票に関する議論が、条例制定の過程において必要と考えます。
- また、住民投票の議論に併せ、外国人地方参政権に関しても、市民の間で議論していくことが大切と考えます。

補足意見 条例のあり方について

条例の内容は、今後市民を交えた中で検討されることになるでしょうが、考えられる条例のあり方について、意見を申し添えます。

- 条例はシンプルでわかりやすく、親しみやすい内容が望まれます。
- 条例制定にあたっては、市民憲章や各種都市宣言、既存の条例との整合を図ることが必要であり、場合によっては、既存条例の改正・廃止も必要と考えます。
- 条例は市民と議会・行政の関わりを示したまちづくりの骨子となるべきもので、旭川市独自の具体的で段階的に実現可能な内容とすることが望まれます。
- 条例制定後には、条例の実効性を評価するシステムとそれに応じて条例を改廃するシステムの構築が求められます。

旭川市市民参加推進会議各委員からの「まちづくり基本条例」に対する意見の概要

A 条例の内容に関する事項

わかりやすい条例

- 1 条例は、わかりやすい内容で、行政運営を透明化することが求められる。
- 2 条例はわかりやすく、親しみやすい内容とするべき
- 3 条例の構成は、シンプルでわかりやすいものが望ましい（既存条例の体系的な整理も必要）

諸規定の整備・整合性

- 4 条例制定にあたっては、必要に応じて関係条例の制定・改廃がなされるべき
- 5 既存の市民憲章、都市宣言との整合性をとっていくことが必要

条例の性質

- 6 条例は市民と議会・行政（市）との関わりによるまちづくりの骨子とすべき
- 7 形式的ではなく、実質を持った条例制定を望む
- 8 旭川市独自の具体的で制定に意義を実感できる条例が望まれる。

制定後の評価システム

- 9 制定後の評価の必要性和評価に応じた条例の改廃のシステムの構築が必要

住民投票

- 10 住民投票に関する審議が必要

外国人地方参政権

- 11 外国人の地方参政権についての市民間での議論が必要

B 条例制定に関する全般的事項

まちづくり，条例の方向性の提示

- 12 まちづくり基本条例が目指す方向性についての指針の提示が必要
(市民の自主性の保障のため，複数案の提示・大幅な修正の受け入れが前提)
- 13 市が主体となり，条例の方向性の素案をまとめるべき
- 14 市民が旭川の現状をどうとらえ，将来どのような街づくりをしていくのか，そこに市民はどうあるべきかを明らかにすべき
- 15 条例制定の目的，必要性について，わかりやすく納得のいく説明が必要

市民の学習機会の設定

- 16 旭川市の歴史を尊重し，これまでに作り上げられた条例や宣言などを市民が再確認する機会が必要
- 17 市民が学習する機会を豊富に設けることが必要

多くの市民が条例制定に関わることができる環境の整備

- 18 市民がそれぞれの立場で，まちづくり条例に関わっている実感を共有できることが大切
- 19 積極的に市民の意見を取り入れることが必要であり，行政，市民ともに努力しなければならない
- 20 条例の重要性を理解してもらうキャンペーンの実施
(新たな提案の掘り起こし)
- 21 市民の関心を高め，幅広い議論を展開することが必要
- 22 行政に任せきりにするのではなく，いかに多くの市民が参加するかが重要

議会との関係

- 23 初期の段階から議会との意見交換の場を設け，円滑に条例制定を進めていくことが必要
- 24 市民の組織と市議会の役割を明確にするべき

職員参加の充実

- 25 様々な部局，職階，年齢の職員が議論できる形での職員の参加の充実が必要

C 市民参加の方法 (1) 総論

多くの市民が参加できる前例にとらわれない広報や参加手法の取り入れ

- 26 より一層の市民の自主的参加が求められ，新たな手法を含め広報・周知方法を十分に検討することが必要
- 27 市民参加の従来 of 行程を見直すことも必要
- 28 いかにより多くの人に意見を出してもらえるかが重要
- 29 より多くの市民が関わるができるような参加手法を実施すべき（市民の中に飛び込み，意見を聴き，対話する機会の充実）

十分な審議時間・審議回数

- 30 拙速にならず，十分な市民参加に基づいた民意の合意形成が必要
- 31 十分に審議回数を重ねて協議を行うべき

情報公開・広報の充実

- 32 時機に応じた情報公開の徹底が必要
- 33 市民の興味関心を高めるタイムリーな広報（広聴）活動が必要

参加形態の検討

- 34 参加者の人選や組織形態を含め，条例の目指す形に応じた参加内容の検討が必要

次年度（平成24年度）の取組内容

- 35 新年度スタート前の準備段階から内容・目的を理解してもらおう意味での市民参加の実施
- 36 次年度以降は，本年度の進展状況を個別に検証し，市民を交え，具体的・細部的な条例の施行に向けて取り組むべき

C 市民参加の方法 (2)各論

委員会の設置

- 37 数多くの市民が参加した「策定委員会」の設置が必要
- 38 公募委員を多数参加させ、意欲ある人材の確保に努める。

- 39 審議会設置には一般公募を積極的に取り入れることとするが、課題ごとに委員選考のバランスを考慮すること
- 40 検討委員会を設置して、条例の素案や盛り込むべき事項を検討する。(小委員会を設置して条例案を起草する方法も)
- 41 策定委員会等によるたたき台の提示が必要

原案作成者による市民参加イベントの実施

- 42 「策定委員会」により住民説明会、市民フォーラム、ワークショップ等を開催
- 43 策定に関わった市民が他の市民に説明する札幌市の取組は理想的(旭川市で実現できるかは慎重な判断が必要)
- 44 原案作成者が説明する意見交換会等の開催
(意見を取り入れ修正を厭わない姿勢)

フォーラムの開催

- 45 規模の大きいフォーラム、説明会の開催
- 46 条例の素案を集めるために、フォーラムを開催しアンケートを行い、広く市民の意見を集める

ワークショップの開催

- 47 様々な団体を対象としたワークショップ、フォーラム開催後のアンケートの実施
- 48 市民会議の開催により条例に盛り込みたい事項を提案(提案を最大限尊重する姿勢が必要)
- 49 ワークショップでは事前学習が重要
- 50 メンバーを含め、ワークショップの素材出しから条例起草へのスムーズな移行が求められる。
- 51 素案決定後、説明会やワークショップを行い、具体的な意見を求める
- 52 パブリックコメントと並行して、年内にワークショップを開催
(「この街をどうしよう」「何が今足りないのか」)

パブリックコメント、論文形式の市民参加

- 53 対象議題を絞ったパブリックコメント
- 54 論文方式による意見の募集
- 55 会合式の参加を補うレポート、小論文形式

今年度のパブリックコメント

- 56 スケジュール・大枠段階でのパブリックコメントは意見が出にくい。
- 57 構想段階でのパブリックコメントは困難

意見一覧（分類別）

	見出し	意見概要	分類	意見内容（意見を転載）
A 条例の内容に関する事項				
1	わかりやすい条例	・条例は、わかりやすい内容で、行政運営を透明化することが求められる。	A-1	基本条例とは、市民と行政のルールを取り決めることであるので、策定にあたり、 1) 市民にとってわかりやすい内容であること。 2) 市民と行政の関係について条例により明文化し、行政運営を透明にすることが必要と考える。
2		・条例はわかりやすく、親しみやすい内容とするべき	A-1	イ 必要最低限の内容をできるだけやさしく、親しみやすいものにする。長文ではなく簡潔でわかりやすく、カタカナ用語もなるべく使わないようにする。
3		・条例の構成は、シンプルでわかりやすいものが望ましい (既存条例の体系的な整理も必要)	A-1	既存の条例等を尊重することも大事だが、他方で、体系的にはシンプルである方が望ましい。そうした観点からは、既存の条例の改正も含め、わかりやすい構造を目指すことが望ましい。さらには、既存の条例・宣言等の全てあるいは一部を、本条例の中に「吸収」するようなことも考える必要があると思われる。
4	諸規定の整備・整合性	・条例制定にあたっては、必要に応じて関係条例の制定・改廃がなされるべき	A-2	3. 各条例の制定・改廃について 上記の理念を基本条例の流れに基づき、必要に応じて、具体的な施策に応じて諸条例の制定・改廃がなされるべきである。
5		・既存の市民憲章、都市宣言との整合性をとっていくことが必要	A-2	1. 旭川市には、市民憲章、都市宣言などがあり、それぞれの基本理念は現在でも通用すると思いますので、整合性を取りながら作成して、いただきたい。
6	条例の性質	・条例は市民と議会・行政（市）との関わりによるまちづくりの骨子とすべき	A-3	2. 基本条例の構築について 上記の理念に基づき、市民と議会・行政（市）との関わりによる街づくりの骨子を相互の交流の中で図るべきと考える。
7		・形式的ではなく、実質を持った条例制定を望む。	A-3	本条例の性格の一端として、理念的、概括的、総論的になりがちな美辞美麗な言葉の集積により抽象的かつ条例の目的に達成度の導入が難しい内容になりがちで、条例施行の方向のみに視線を向けると、市政及び市民一人一人に還元できる内容から遠ざかる感があります。 よって、市民協働のもと行政主導で、将来的にも「何を具体的にどのようなのか。」段階的に実現可能な条例策定であってほしいのです。 市民に市政参加意識の意識付けの側面もあります。
8		・旭川市独自の具体的で制定に意義を実感できる条例が望まれる。	A-3	一市民としては、総論的、統一的、規範的な内容ではなく、旭川市独自のまちづくり基本条例を策定し、国、道から高い評価を得、かつ他都市のモデルになる条例の市民に目に見える具体的かつ実感できる策定を強く望みます。 ～ 旭山動物園のように、買物公園のように、
9	制定後の評価システム	・制定後の評価の必要性和評価に応じた条例の改廃のシステムの構築が必要	A-4	3. 将来、今ある条例も時宜にマッチしないものも、又、部面も出現してきた場合、常に改廃できるような手だて、即ち実践をした後の評価を行えるような、Plan, Do, Seeのサイクルを設定を明示して欲しいものである。
10	住民投票	・住民投票に関する審議が必要	A-5	市民参加に関する条例はすでに制定済みであるが、その際には住民投票などの手法について検討された様子はない。しかし、市の憲法たる位置づけを担う本条例の審議にあたっては、住民投票などに関する審議を行うことも必要ではないか。

11	外国人地方参政権	・外国人の地方参政権についての市民間での議論が必要	A-6	日本でも国際化が進展し、一部には外国人の地方参政権に関する議論も起きている。これについても、市民の間での活発な審議が展開されることが、今後の旭川の未来を考えていく上で重要なプロセスとなるだろう。
----	----------	---------------------------	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------

	見出し	意見概要	分類	意見内容（意見を転載）
B 条例制定に関する全般的事項				
12	まちづくり，条例の方向性の提示	・まちづくり基本条例が目指す方向性についての指針の提示が必要 (市民の自主性の保障のため，複数案の提示・大幅な修正の受け入れが前提)	B-1	市民参加のあり方を議論する以前に，今回制定を目指すまちづくり基本条例がどこを目指すのかということについて，やはり多少なりとも指針がほしいところではないか。複数の進路を示すことができるのであれば，また，積極的かつ大胆な修正を受け入れることができるのであれば，市民の自主性はある程度保障することができるものと思われる。
13		・市が主体となり，条例の方向性の素案をまとめるべき	B-1	2 市民参加のあり方 (1) 本年度の方向付け ア 総合政策部が主体となって，旭川市のまちづくり基本条例のあるべき姿の素案をまとめていただきたい。
14		・市民が旭川の現状をどうとらえ，将来どのような街づくりをしていくのか，そこに市民はどうあるべきかを明らかにすべき	B-1	1. 理念の確立を図るべきである。 基本条例が地方自治の憲法であるならば，市民が旭川の現状をどうとらえ，将来どのような街づくりをなしていくのか，そこに市民はどうあるべきかを明らかにすべきである。
15		・条例制定の目的，必要性について，わかりやすく納得のいく説明が必要	B-1	1 市民として望むこと まちづくり基本条例は，具体的に何をするのか，そして，どのような効果がうまれて，まちづくりに反映されるかについて，不鮮明な点が，多少ですが，懸念されます。 特に本件条例の設定・施行の必要性のわかりやすく，納得のいく説明が求められると感じます。 それを，市民が強く求めていると解します。 例，市民自治とは，住民自治とは，そのあるべき姿と現実の差
16	市民の学習機会の設定	・旭川市の歴史を尊重し，これまでに作り上げられた条例や宣言などを市民が再確認する機会が必要	B-2	本条例を旭川市における「最高法規」として位置づける際には，これまで積み重ねられてきたものを尊重する姿勢も必要となるだろう。そうした観点からは，安易に「白紙である」ことを強調するよりも，むしろ，旭川のこれまでの歴史の中で，さまざまに作られた条例や宣言などを，市民が再確認する場が必要となるだろう。
17		・市民が学習する機会を豊富に設けることが必要	B-2	その一方で，「最高法規」として位置づけられる本条例の制定に当たっては，参加する市民が相当量の知識を蓄えた上で進めていかなければならない。したがって，毎回単に議論を進めていくだけでなく，市民が学習する機会を豊富に設けることも重要である。
18	多くの市民が条例制定に関わることができる環境の整備	・市民がそれぞれの立場で，まちづくり条例に関わっている実感を共有できることが大切	B-3	市政に対して，市民がそれぞれの立場で，まちづくり条例に関わっている実感を共有できることが当条例の基本，基礎になると考えます。
19		・積極的に市民の意見を取り入れることが必要であり，行政，市民ともに努力しなければならない	B-3	(1) 素案づくりでの論点 ア 今後のスケジュールとしては，平成23年度策定のスケジュールや考え方の大枠を検討し，パブリックコメントを実施し，平成24年度に市民を交えた検討を加えて，平成25年度で策定予定であるが，この条例の制定は法律で義務づけられているものではないが，地方分権時代を迎えてようやくその実践の時代を迎えたと思うが，行政当局が発議する場合でも，とかくありがちな密室における制定作業ではなく，積極的に市民の意見を取り入れ，文字どおりの市民の憲法にしなければいけ

			ない 成立過程に問題がないように、「市民の憲法」といわれる重要な性格からして市当局や議会が市民の声を吸い上げる熱意や努力が必要であり、反面私たち市民もよりよい条例が制定されるよう積極的に市民参加をしていかなければならない。
20		・条例の重要性を理解してもらおうキャンペーンの実施(新たな提案の掘り起こし)	B-3 市民にこの条例の重要性を理解してもらおうキャンペーンを積極的に実施することも必要ではないか。原点を素朴な市民的発想に置き、従来の伝統的法解釈からいって多少の疑義があったり、例え実現しなくても市民の立場から新しい提案や問題提起をすることは大きな意味があるのではないか。
21		・市民の関心を高め、幅広い議論を展開することが必要	B-3 ウ 条例制定にあたっては、広く市民の間に関心が盛り上がらなければならないし、そして幅広い議論が巻き起こらなければ、条例が出来上がっても、市民からかけ離れた遠い存在になってしまう。しかし残念ながら市の基本施策基本計画等に対する市民参加の状況を見ても、少しずつは向上してきてはいるが必ずしも高まっているとはいえない状況にある。
22		・行政に任せきりにするのではなく、いかに多くの市民が参加するかが重要	B-3 エ 行政が案をつくって、学識経験者や各種団体代表者などの一部の意見を聞いて計画をつくってきたが、財政状況がよかった時は事業が進みましたが予算がつかなければ計画は絵に書いた餅になっていました。 行政やまちづくりはプロである行政職員に任せておけばよいという姿勢は良くない。人々のニーズや価値観は多様化してきている。行政職員が地域の課題やニーズを的確に把握することは容易ではない。行政は公平性の観点から公共サービスを提供しなくてはならないため、細部には目が届きにくい。 従来、条例の起草、作成は行政の専管事項とされていたし、行政のつくった条例が市民の代表機関とされる議会に上程され、議会の審議、議決を経て制定にいたるのが通常の形ではあるが、市民参加のきっかけの一つとしてパブリックコメント手続きがあるが条例素案の作成過程に対する市民参加ではなく、あくまでも出来上がった条例案に事後的に意見を述べるだけに止まっている点である。 これから条例検討開始となるが成立まで3年を要するとされる『まちの憲法』ともいべき「旭川市まちづくり推進条例」制定に関して、それを解くかぎは、検討過程における市民参加をどのような手法で求め、いかに多くの市民を参加させることができるかが大きな課題である。
23	議会との関係	・初期の段階から議会との意見交換の場を設け、円滑に条例制定を進めていくことが必要	B-4 議会制民主主義のシステムの下にある地方自治も、議会が最高議決機関である。したがって、本条例の最終決定権も議会が有している。他市の事例では、本条例に類似する条例制定が否決されるケースも出てきているが、市民参加によって、長時間かけて創り上げた条例案が否決されるようなことは本来望ましくない。そのような事態に陥らないようにするため、最終決定権を有する議会との意見交換の場は、初期の段階から必要であると思われる。
24		・市民の組織と市議会の役割を明確にするべき	B-4 2. まちづくりの推進に当たり、国や道からの支援が期待できなくなってくる状況において、市民が主体となった組織ができた時、市議会との摩擦を回避するため、役割分担を明確にすべきと思います。
25	職員参加の充実	・様々な部局、職階、年齢の職員が議論できる形での職員の参加の充実が必要	B-5 多くの市民の参加が達成されることが重要であると同時に、条例の趣旨を内面化する等の理由も相俟って職員参加の充実も重要であると思われる。したがって、より多くの部局および職階・年齢の職員が参加する仕組みも必要となるだろう。

	見出し	意見概要	分類	意見内容（意見を転載）
C 市民参加の方法 (1) 総論				
26	多くの市民が参加できる前例にとられない広報や参加手法の取り入れ	・より一層の市民の自主的参加が求められ、新たな手法を含め広報・周知方法を十分に検討することが必要	C-1	多くの市民の自主的な参加が望まれるのは、今回に限ったことではないにせよ、本条例では特にそれが要求されるべきものであるだろう。したがって、それを実現するために、市民への広報・周知のあり方を綿密に練る必要がある。この経験は、今後の市民参加においても応用できる類のものであるから、今までにはなかった斬新な方法にもチャレンジするくらいの意気込みが欲しいところである。
27		・市民参加の従来の行程を見直すことも必要	C-1	ウ その他、委員会の開催、委員の選定、各種会議の開催・回数、必要により関係機関・団体との協議・相談等々方法、手段が考えます。これまでの条例の施行には一定の手順、プロセスを踏んでいると考えますが、今回は、本条例の性格を鑑みて、従来の工程を見直し、検討して進行してみてはいかがでしょうか。
28		・いかに多くの人に意見を出してもらえるかが重要	C-1	※市の職員の方も話されていましたが、いかに多くの人に意見を出してもらえるのかも一緒に考えていきながら進めていっていただけたらと思います。
29		・より多くの市民が関わるができるような参加手法を実施すべき (市民の中に飛び込み、意見を聴き、対話する機会の充実)	C-1	ウ より多くの市民が関わるための参加手法の工夫をすべきである。条例が市民の間に広く共有され、活用するためには、さらに広範な市民の意見を反映するための手続きを併用する必要がある。 つまり、限られた市民が継続的に集まり、集中的、集約的に議論する中味の濃い市民会議と並行して、常時参加する時間的余裕はないが、少しは関わりたいという市民が意見を述べる機会も保障すべきである。それには市民会議案や最終的な条例案をパブリックコメント手続きにかけただけでは十分ではない。 市民なら誰でも参加できる市民との意見交換会、そして市議会議員や町内会長、高校生、市の職員、市民活動団体などに対象をしばった意見交換会など、数多く開催して市民等のなかに積極的に飛び込み、市民の意見を聞き、市民と対話する機会を持つべきである。
30	十分な審議時間・審議回数	・拙速にならず、十分な市民参加に基づいた民意の合意形成が必要	C-2	1. 拙速であってはならない。十分な民意の合意形成を図るべく、パブリックコメント、意見交流説明会等の実施が望まれる。
31		・十分に審議回数を重ねて協議を行うべき	C-2	検討期間は、仮に函館では、2年間で40回ぐらいの協議を行っている。この事例を参考にすれば2年間で造り上げる必要性は有ると思うが、十分に回数を重ねて協議を行って欲しい。
32	情報公開・広報の充実	・時機に応じた情報公開の徹底が必要	C-3	2. 情報公開を徹底すべきである。出来得る限りその過程に応じ、その時点の状況を開示し、多くの市民や各関係機関の合意を得る必要がある。
33		・市民の興味関心を高めるタイムリーな広報(広聴)活動が必要	C-3	併用して、行政の様々において、本条例の市民に対する興味、関心が高まるタイムリーな広報(聴)活動が必要不可欠と判断されます。 ～市民のあらゆる階層等から幅広く意見・提言を求めるために～

34	参加形態の検討	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の人選や組織形態を含め、条例の目指す形に応じた参加内容の検討が必要 	C-4	<p>参加人数については、本条例の最終型がどのようになるかによっても変わってくるだろう。例えば、憲法のような、かなり包括的なものにするためには、専門家も含めた組織形態が必要となるだろう。また、総合計画策定時に設置された市民会議のように、分業を導入することも必要かもしれない。</p>
35	次年度（平成 24 年度）の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 新年度スタート前の準備段階から内容・目的を理解してもらう意味での市民参加の実施 	C-5	<p>※ 2 3 年度においては、庁内で検討，現行制度の整理等のスケジュールになっています。（予定）</p> <p>準備作業の段階（途中からでもいいです）から，内容を理解してもらうという意味もかねまして，新年度スタート前に市民参加してもらうようにしましたらいかがでしょうか。市民参加として意見をのべるというだけでなく・・・</p>
36		<ul style="list-style-type: none"> 次年度以降は，本年度の進展状況を個別に検証し，市民を交え，具体的・細部的な条例の施行に向けて取り組むべき 	C-5	<p>（2）来年度以降の指針</p> <p>本年度の進展状況を個別に検証のうえ，市民を交えた議論，検討などをかさねて，具体的，細部的に条例の施行に向けて取り組んでいただきたい。</p> <p>一市民として，行政の指導力，調整力に期待している次第です。</p> <p>旭川市にもまちづくり基本条例が設定されているが，旭川市の行政に，将来において，施行により多くの効果があったと，後々市政と市民に語り継がれる本条例の施行をお願いします。</p> <p>理想型条例プラス実践型条例</p>

	見出し	意見概要	分類	意見内容（意見を転載）
C 市民参加の方法 (2)各論				
37	委員会の設置	・数多くの市民が参加した「策定委員会」の設置が必要	C-6	3) 数多くの市民が参加した中で検討する事が必要であるとする。この為市民等で構成された「策定委員会」をつくり、検討を進めるべきと思う。
38		・公募委員を多数参加させ、意欲ある人材の確保に努める。	C-6	仮に策定検討委員の設置の場合は、一般公募委員を6名～7名含め、具体的な項目と内容について協議する。 公募委員の選定については、(特に意欲のある)人材の確保が必要に思う。
39		・審議会設置には一般公募を積極的に取り入れることとするが、課題ごとに委員選考のバランスを考慮すること	C-6	ウ 審議会等の諮問型参加手続き 審議会を設置し、事務局や行政職員が組織する庁内ワーキンググループの作成した条例素案を審議するやり方であるが、審議会のメンバーに一般公募委員がさまざまなかたちで参加し、徹底的に議論を尽くすべきである。 しかし、課題ごとに「学識経験者重視」「利害関係者(各種団体)重視」「公募委員重視」等の審議会のバランスが考慮されることも大切である。
40		・検討委員会を設置して、条例の素案や盛り込むべき事項を検討する。(小委員会を設置して条例案を起草する方法も)	C-6	エ 検討委員会(策定委員会) 原則としてたたき台なしに条例素案ないし、条例に盛り込むべき事項を検討する。定員は制限され、その中で市民公募委員の枠も少数にとどまるが、最初に検討委員会が条例案を起草する小委員会である「起草委員会」を設け、起草委員会の作成した条例素案をパブリックコメント手続きにかける方法もある。 さらに、検討委員会がパブリックコメント手続きの実施期間中に一般市民の意見を直接聴取する「懇談会」の開催も必要である。
41		・策定委員会等によるたたき台の提示が必要	C-6	市民が主体の策定委員会などの案をたたき台にして、各種市民参加方式で検討してもらったらどうでしょうか。
42	原案作成者による市民参加イベントの実施	・「策定委員会」により住民説明会、市民フォーラム、ワークショップ等を開催	C-7	市民参加については、「策定委員会」の公開を行い、又、策定委員会が各地域での住民説明会、又、市民フォーラムやワークショップ等を開催し、市民の声が反映されるような機会を十分に取組むことが必要に思う。
43		・策定に関わった市民が他の市民に説明する札幌市の取組は理想的 (旭川市で実現できるかは慎重な判断が必要)	C-7	市民参加のあり方だが、資料として提示された札幌市の取り組みは、出前講座の講師等も策定に関わった市民自身が担当するなど、非常に斬新なものであり、ある意味では理想的でもある。しかしながら、札幌市のような、市民に非常に多くの負担がかかるやり方が、本市において可能であるかは慎重に判断しなければならない。
44		・原案作成者が説明する意見交換会等の開催 (意見を取り入れ修正を厭わない姿勢)	C-7	イ 住民説明会や公聴会、フォーラムの開催 行政ないし条例の作成に携わった市民が、一般市民に対し条例素案の説明し、市民と意見交換を行う。場合によっては、条例の内容に特に関係の深い市民団体の代表を呼んで意見を聴取することも必要ではないか。 公聴会や説明会等で寄せられた意見が妥当なもの判断される場合、勇気をもって条例素案本体を修正するのであれば、住民説明会や公聴会等はセレモニーに終わってしまう。
45	フォーラムの開催	・規模の大きいフォーラム、説明会の開催	C-8	規模の広いフォーラム、説明会等の開催。

46		<p>・条例の素案を集めるために、フォーラムを開催しアンケートを行い、広く市民の意見を集める</p>	C-8	<p>条例の素案を集めていくためには、まず市民の意見を広く集めていくことが必要なので市民を対象としたフォーラムを開催し、その場でアンケートを実施することも良いのではないかと思います。</p>
47	ワークショップの開催	<p>・様々な団体を対象としたワークショップ、フォーラム開催後のアンケートの実施</p>	C-9	<p>※公募 → 公報・町内会回覧板（パンフレットのなもの）・インターネット・ポスター ※函館のように新年度スタートしましたらワークショップ ◎いろいろな立場の一般市民の意見を取り入れられるため ◎町内会・法人会・女性会・所属団体の方々の意見 ◎高校生（学生としての意見） とフォーラム開催をしましてアンケートとかとるようにしましたらどうでしょうか。</p>
48		<p>・市民会議の開催により条例に盛り込みたい事項を提案（提案を最大限尊重する姿勢が必要）</p>	C-9	<p>オ 市民会議の開催 人数制限型もあるが、今回の提案は人数制限を設けず市民全員が参加する市民会議を組織する。最初から行政職員が参加する場合と、行政職員は別の検討の場を持ち、途中から合流する場合の2つに分かれる。 参加者は数十人から100人を越える場合もあるため、通常は小グループに分かれ、ワークショップを重ねて、条例に盛り込みたい項目を提案する。コーディネーター役をプロに任せてやるのも一つの方法ではないか。 さらに、市民会議の作成した条例案を市が最大限尊重する担保として、市民会議と市長との間で協定書を締結する方法もあるのではないか。 第1次素案をそのまま庁内調整という一般市民の参加できないプロセスに丸投げすることはしないで、第2次素案を関係各課に非公式に提示し、そして各課から提示された意見をふまえ、修正できる部分は修正することを条例検討部会で再確認し、第3次素案をつくり本質的な部分では変更のないようにしていくプロセスが大切である。</p> <p>(3) 条例制定への市民参加の課題 ア 具体的な内容が中心となる計画案と異なり、条例の場合、独特の条文形式は市民にとって大きなハードルになっている。政策法務的な訓練を積んでいない市民には、条例をまとめる作業は計画以上に難しいと思う。 市民会議等は条例形式ではなく、日常用語で「条例に盛り込みたい事項」をまとめ、これを市長に提言し、この提言をふまえ、庁内で条文化作業を行う方法もある。 提言した後、母体となった市民会議が解散してしまい、条例化作業がすべて行政に委ねられると、提言が最大限尊重される保障はない。 したがって、提言後も市民会議は活動を継続すべきであり、行政側がつくった条例素案を市民会議が検討するキャッチボールの場を何回か確保しなければならない。</p>
49		<p>・ワークショップでは事前学習が重要</p>	C-9	<p>イ ワークショップの限界を見きわめるべきである。一つは、事前の学習を十分行わないと、条例の趣旨と関係のないきわめて個別的、具体的な意見のみがたくさん出され、結果的に条例をまとめる際に素材として使えないということもある。何回ものワークショップで苦労して出した意見の多くが条例に盛り込まれないとなると、今度は参加した市民から不満は避けられない。制定する条例がどのような性格を持つのか、他の市町村の条例の内容はどのような内容なのか、精力的な学習も必要ではないか。</p>
50		<p>・メンバーを含め、ワークショップの素材出しから条例起草へのスムーズな移行が求められる。</p>	C-9	<p>二つは、ワークショップのみでは素材出しに終わってしまうという限界があるが、重要なのは、この素材を生かして条例という形にすることであり、市民会議有志を母体とした「条例起草委員会」をいかにスムーズに立ち上げることができるかが焦点となる。ワークショップを重ねるなかで、参加した市民の意欲や主体性が、さらに進んだ参加をし</p>

			たいというメンバーが増えてくれば、「条例起草委員会」の人選に困ることはまずないと信じます。
51		・素案決定後、説明会やワークショップを行い、具体的な意見を求める	C-9 基本的な素案が決まった段階では多様な団体や個人を対象とした説明会及びワークショップを開催することで、市民が具体的な意見を述べるができると思います。
52		・パブリックコメントと並行して、年内にワークショップを開催 （「この街をどうしよう」「何が今足りないのか」）	C-9 ※市民参加と言いましても、市民の関心の低さ・説明会に参加する人の少なさ・パブリックコメントの少なさ・周知不足の問題等いろいろあります。 どうしたら市民に参加してもらえるのか、どうしたら市民の市政に対する意識がかわってもらえるのか。 ↓ 市民にはなかなか理解できない部分が多い。 ※市の職員の方が説明にこられました時に話されていまして、「この街をどうしよう」「何が今足りないのか」という意見を市民からもらうためにも、年内にワークショップを2回～3回くらいしてはどうかか。 （テーマは函館のように「もっと住みよいまちにするには」とか） ※年内にパブリックコメント（こうしたものをやりたい、こういう方法で進めていきたいと思う）は、する予定になっているようですので平行してやってみたらいかがでしょうか。
53	パブリックコメント、論文形式の市民参加	・対象議題を絞ったパブリックコメント	C-10 また、パブリックコメントをとり入れる場合、事前に対象議題の範囲を限定して実施する方法により、議案内容によっては、一層の効果を高めることができると考えます。市民参加の必要範囲を定め、内容の濃い議論を高めていくことが重要と感じます。
54		・論文方式による意見の募集	C-10 公募方式により本条例に関する論文等を募集するのも一案と考えます。 例 北海道新聞に登載し広く市民に意見等を募集する etc。
55		・会合式の参加を補うレポート、小論文形式	C-10 イ 狭義の市民参加の方法としてワークショップ、パブリックコメント等々がありますが、例えば、各種会議等の長所として意見者の顔がみえて意思疎通がはかれる利点等があるが、反面、その場の雰囲気等により遠慮がち、迎合的意見の提言、良い発想をもちあわせても、言葉で提言しにくい、また、ひかえる傾向にある方がいる短所的な要素もろうかがい知れるところです。 これを補充するためレポート提出、小論文方式等の活用が望まれて、市民の意見提出手続き（パブリックコメント）は一定の効果があり継続性の高さがあると思います。 一歩進んで、事前に関係者等の各意見・提言を一定の枠組みでまとめた上でのパブリックコメント方式の導入も検討に値すると思います。 必要な補充が比較的短い期間で可能になる。
56	今年度のパブリックコメント	・スケジュール、大枠段階でのパブリックコメントは意見が出にくい。	C-11 3. 平成23年度で、策定のスケジュールや考え方の大枠を検討し、広く市民に意見を募集するパブリックコメントを考えているようですが、あまりにも大雑把すぎて、意見が出にくいと思います。
57		・構想段階でのパブリックコメントは困難	C-11 「この段階でのパブリックコメントは現状を考えると無意味」と考える。

パブリックコメント制度に関する意見

	見出し	意見概要	分類	意見内容（意見を転載）
課 題				
58	周知方法の問題	・周知方法に問題がある (パソコンができない人もいる。広報誌も関心を持って見られていない)	D-1	パブリックコメント制度について 事前の周知方法についても問題有りと考ええる。1つは市のホームページ掲載とある。又、市民こうほう紙掲載とあるが、まずホームページの件ですが、近年の若い世代の人達はパソコンを当たり前の様に仕事にも生かしており、ホームページで情報の入手や情報の発信に利用され、この様な時代なのかも知れません。 ところが、私達団塊の世代55才～60才代の人達はパソコンを使えない人が多く、ホームページどころではありません。又、パソコンを利用する方々でも、若い世代でも市政に対する関心が大変低いと思われますし、又、市民こうほう紙に掲載されても、見られても直接関心を持たない人が普通であると思います。
59		・HPや市民広報のみでは、周知が十分ではない	D-1	現在の周知方法(HPや市民広報掲載など)では市民にパブリックコメントの情報を出しているだけで、目に留める市民は限定され多数の意見が出るとは思えない
60	市民の立場に立った意見聴取	・意見を出してもらう姿勢、工夫の足りなさ	D-2	二つとして、せっかくパブリックコメント手続きを制度化しても、市民から寄せられた意見が少なく、制度自体が有機的、実効的に機能していない点である。これについては、現行の制度自体のあり方を再検討すべきであり、条例の制定が完全に行政ペースで進められ、市民に対し意見を提出して欲しい旨をPRしたとしても、市民にとっては寝耳に水であり関心が薄いのは当然である。
61	事後的な意見聴取の実施	・施策の内容が決まった後での事後的な意見聴取	D-3	問題の一つとして、条例素案の作成過程に対する市民参加ではなく、あくまでも出来上がった条例案に事後的に意見を述べる点である。この手続きの制度化は、下手をすると、条例素案の作成そのものに対する市民参加をしないための口実に使われるおそれがある。
評 価				
62	市民ニーズ把握の機能	・パブリックコメントは、行政では目の届きにくい市民のニーズを把握するためにも重要である。	E	(2) 市民ニーズの的確な把握について 自治体を取り巻く社会環境は大きく変貌しつつあり、市民のニーズや価値観も多様化している状況では、行政職員が地域の課題やニーズを的確に把握することは容易ではない。また、行政は公平性の観点から公共サービスを供給しなくてはならないため、細部には目が届きにくい、市民ニーズに沿った施策、事業を行うつもりでも、無意識のうちに市民感覚とのズレが生じる場合もある。 パブリックコメントの目的は、行政の意思形成過程への市民の意見を反映させることやその過程の透明性を高めることばかりではなく、必要な情報をできるだけ多く集めることが必要である。
改善 点				
63	ガイドラインの必要性	・全庁で統一した実施ができるようガイドラインが必要	F-1	(2) 条例制定への市民参加について 条例制定への市民参加は、「主権者である市民自らがつくる」という原則を確認され、市民が自治の本当の主体になればよいと思う。それと同時に議会や行政の根本的な意識改革が必須である。

				<p style="text-align: center;">ア パブリックコメントの実施</p> <p>最終決定の前に案を公表し、市民の意見を募集するとともに、提出された意見に対する行政側の考えを公表する一連の手続きであるが、パブリックコメント手続きの実施を各担当課の裁量に任せるのではなく、全庁的なガイドラインとして定めるべきではないか。</p>
64	周知方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> 市民委員会、町内会を通じて施策の案を配布し、意見を集約してはどうか。 	F-2	<p>「私の考え方と致して」</p> <p>旭川市内に各地域や地区に各自治会が有り、会長宅に施策の案等を送り、その先の町内会長宅にも策案も渡し、各役員会等で町内会の人達の意見を聞き、自治会長及び町内会長より、パブリックコメントを頂く。この様な手続きの方が本当の意味での市民参加で市民全員参加になるのではないかと思います。</p>
65		<ul style="list-style-type: none"> 市民参加に対する市の姿勢や意見の反映状況等の周知の充実 	F-2	<p>私も含め市民の中には、市政が市民の意見を取り入れようという姿勢を知らなかったり、市政に意見を言ってもどれだけ意見が反映されるか分からないという気持ちがある。今回のパブリックコメントの見直しを市が重要と捉えるのであれば、まずは市政への市民参加を大々的に周知するべきです。そして、市民参加が有効であった事例を公開するなど、市民に市政の参加に興味を持ってもらうことが今後のパブリックコメントを有効にしたいと思います。</p>
66		<ul style="list-style-type: none"> 意見を待つのではなく、積極的に丁寧な周知を行うことが大切 	F-2	<p>(3) パブリックコメントの柔軟な手法として</p> <p>市民意見のムラ、つまり市民の関心の高い案件と市民から全く反応のない案件とあるが、特にパブリックコメントの終了時に市民からの意見が0件だったことを根拠として手続きそのものの不要論が宣伝されることは残念なことである。市民が自治体運営に主体的に関わり、様々な事業、政策提案をしていくことが市民参加制度化の目的でもある。</p> <p>市民からの意見提出を行政が受身で待っているのではなく、案件に関連する利害関係者に対し訪問、ホームページやダイレクトメールなどを用いて積極的に働きかけたり、一般市民を無作為抽出し、基本的な解説をした上で意見を求めたりする取り組みが必要である。</p> <p>また、制度化された参加手法を市民、自治体職員自らが活用していこうとする認識をもつことが重要である。</p>
67	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報公開が必要（意思形成過程での情報公開） 	F-3	<p>2 パブリックコメントについての意見</p> <p>(1) 情報公開について</p> <p>市民が参加しやすい環境を整備するために必要な情報が積極的に公表されるべきである。事前の周知方法、施策の案の配置場所、意見の募集期間、意見の提出方法及び意見の取り扱いなども含めて実質的な市民参加のためには例えば、ある審議会に現在いかなる案件について検討がなされているのか、ある条例や計画についてどのような経緯で案の策定が進んでいるかといった意思形成過程の情報公開が不可欠である。</p> <p>関係部署によっては公表の時期が遅かったりするので、計画的、効率的な情報公開を行うべきである。また、市民の様々な意見がどう処理され、反映され、どういう対策に結びついたのか、これまで以上にわかりやすくなるよう考えてほしい。</p>
65	早期のパブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 施策の早い段階からのパブリックコメントの実施 	F-4	<p>厳しい財政制約等から施策、事業に優先順位をつけざるを得ない状況にあると思うが、行政は実施計画の中間案に対するパブリックコメントは勿論のこと、さらに一歩進んで、実施計画作成過程における市民参加のあり方についても今後検討する価値が大いにあると思う。</p>

66	第三者によるパブリックコメントの要否の判断	・市民参加推進会議など第三者にパブリックコメントの要否を諮問	F-5	パブリックコメントは、市民参加の手法の一つとして意味あるものとはいえ、全ての施策にその必要性があるとは思えない。パブリックコメントの必要があるか否かを、市民参加推進会議のような機関に諮問することもひとつの手ではないか？
67	対話型の意見聴取の重要性	・パブリックコメントに偏らず、直接住民の意見を聴くことの必要性	F-6	パブリックコメントよりも、むしろ住民集会のようなもので直接意見を吸い上げるほうが良いケースも多数あると思われる。特に重要な案件についても、安易にパブリックコメントによる形式的な参加の場を設けることでお茶を濁すのではなく、直接に住民の意見を聞く姿勢を、もっと強く持つべきである。

未分類

68			他	<p>3 その他の意見 <u>住民と行政が一緒につくる、一緒に実践する計画へ</u></p> <p>これまでは、行政が案をつくって、学識経験者や各種団体代表者などの一部の意見を聞いて計画をつくってきた。財政状況がよかった時は事業は進みましたが、予算がつかなければ計画は絵に書いた餅になってしまう。</p> <p>財政難で行政サービスを小さくする必要があること、身近な問題は住民による解決が望ましいこと、住民と行政が一緒に取り組む事業が増えていることなど、新たな時代背景があります。</p> <p>ワークショップなどの手法によって、計画づくりに住民が参加し、住民からの提案を計画に盛り込んでいきます。計画案を公表して幅広い住民からの意見を求めます。さらに、計画の実践では、行政、事業者、住民が計画の実践に取り組み、住民同士が話し合い、行政の協力を得ながら自ら進めていく事業もあります。計画の見直し段階では、計画の達成状況をみんなでチェックして評価し、計画を見直すことになる。</p> <p>しかし、残念ながら住民参加の現場はそこまでにはいたっておらず、行政が体裁だけを整えるという、住民参加があちこちで起きているのではないかと。そうであってもみんなの力で変えていくことはできます。</p>
----	--	--	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------